

## 沖縄県公安委員会の事務の委任に関する規則

発出年月日：昭和47. 5. 15

文書番号：沖縄県公安委員会規則11

公表範囲：全文

改正 前略…平成6. 10公規則13

沖縄県公安委員会（以下「委員会」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第114条の2第1項の規定により、次の各号に掲げる事務を沖縄県警察本部長に委任する。ただし、公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案については、この限りでない。

- (1) 運転免許（以下「免許」という。）の保留
- (2) 免許の効力の停止
- (3) 前2号に掲げる処分の際の弁明の機会の付与、聴聞及び意見の聴取
- (4) 免許の保留及び免許の効力の停止の期間の短縮
- (5) 仮免許を付与すること及び仮免許の取消し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48. 4. 5公規則2）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（平成6. 10. 14公規則13）

この規則は、公布の日から施行する。